

令和元年 10 月 29 日

産業医部会部会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
産業医担当理事 木村 耕三

産業保健委員会中間答申の送付について

神奈川県医師会を通じて日本医師会長より通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会 HP にもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会  
会長 菊岡 正和  
(公印省略)

産業保健委員会中間答申の送付について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記のことにつきまして日本医師会長より本職宛てに周知依頼がありましたので、別添のどおりお知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対する周知方につきまして貴職のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先  
保険医療学術課 担当:深澤  
横浜市中区富士見町3-1  
TEL045(241)7000 FAX 045(241)1464  
E-mail y-fukazawa@kanagawa.med.or.jp



日医発第737号(健 I 161)  
令和元年10月25日

都道府県医師会長 殿

日本医師会  
会長 横倉 義武  
(公印省略)

産業保健委員会中間答申の送付について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

このたび、本会の産業保健委員会から、本職宛に諮問「産業医の組織化に向けた具体的方策 産業医のスキルアップと活動支援」について、中間答申が提出されましたので、参考までにお送りいたします。

貴職におかれましては、ご査収の上、郡市区医師会および会員へ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、中間答申は日本医師会ホームページ会員限定メンバーズルームにも掲載しておりますので、併せてご報告いたします。

【掲載URL】産業保健委員会（報告書・諮問等）

<https://www.med.or.jp/japanese/members/iinkai/meibo/sangyo.html>

以上

令和元年 10 月

日本医師会  
会長 横倉 義武 殿

産業保健委員会  
委員長 相澤 好治

産業保健委員会中間答申

産業医の組織化に向けた具体的方策  
ー産業医のスキルアップと活動支援ー

本委員会は、平成 30 年 10 月 3 日に開催された第 1 回委員会において、貴職より「産業医の組織化に向けた具体的方策 産業医のスキルアップと活動支援」について諮問を受け、これまで 5 回の委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。

このたび諮問をいただきました組織化の具体策として、全国医師会産業医部会連絡協議会（仮称）の組織と事業内容案を取りまとめましたので、中間答申いたします。

なお、本委員会では、引き続き産業医が安心して活動できる支援体制の整備について、検討を重ねてまいります。

## 産業保健委員会名簿

委員長	相澤 好治	北里大学名誉教授
副委員長	堀江 正知	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健管理学研究 室教授
〃	松山 正春	岡山県医師会会長
委員	天木 聡	東京都医師会理事
〃	池田 久基	岐阜県医師会副会長
〃	生駒 一憲	北海道医師会常任理事/北海道大学病院リハビリテー ション科教授
〃	板橋 隆三	宮城県医師会副会長
〃	圓藤 吟史	大阪市立大学名誉教授/中央労働災害防止協会大阪労 働生総合センター所長
〃	黒澤 一	東北大学大学院医学系研究科産業医学分野教授
〃	近藤 太郎	近藤医院院長
〃	佐々木幸二	宮城県医師会常任理事
〃	鈴木 克司	兵庫県医師会常任理事
〃	田中 孝幸	三重県医師会理事
〃	徳竹 英一	埼玉県医師会常任理事
〃	西山 朗	愛知県医師会理事
〃	林 朝茂	大阪府医師会理事/大阪市立大学大学院医学研究科都 市医学講座・産業医学教授
〃	山口 直人	労災保険情報センター理事長
〃	山本 英彦	福岡県医師会理事

# 産業保健委員会中間答申

令和元年 10 月

日本医師会産業保健委員会

## 目 次

I. はじめに .....	1
II. 産業医に関する組織活動実態調査 .....	1
III. 全国医師会産業医部会連絡協議会（仮称） .....	2
IV. 連絡協議会の事業内容 .....	2
1. スキルアップ	
2. 情報提供	
3. 相談対応	
4. 事業場斡旋	
5. 活動支援	
V. おわりに .....	6
[参考資料] .....	7
別添1. 産業医に関する組織活動実態調査結果及び調査票	
別添2. 全国医師会産業医部会連絡協議会（仮称）の組織図（案）	
別添3. 産業医組織における段階別事業内容（案）	
別添4. 全国医師会産業医部会連絡協議会の事業内容（案）	
別添5. 産業医の組織化を見据えた産業医研修会	
別添6. 産業医契約書（参考例）	

## I. はじめに

平成30年6月に働き方改革関連法が成立し、労働者それぞれの事情に応じた多様な働き方の実現のために、労働時間に関する制度の見直し、勤務間インターバルの普及・促進などの措置や産業医・産業保健機能の強化が講じられた。これにより、産業医に期待される役割の増大や業務の多様化・高度化が求められている。

平成30年1月に日本医師会において行った「産業医に関する組織活動の実態調査」において、特に「職務の多様化と負担増」や「産業医の地位向上」などに関して様々な意見が寄せられた。

産業医に求められる役割や業務が増大し、その職責が高まる一方で、産業医は身分保障や不適正な報酬、地域偏在や需給等の課題に直面していることから、産業医活動を支援する体制の整備が急務である。

## II. 産業医に関する組織活動実態調査

全国的な「産業医の組織化」について検討を行うためには、各地域の現状と課題を把握することが重要であることから、検討のための基礎資料を得ることを目的として都道府県医師会ならびに郡市区医師会を対象に「産業医に関する組織活動実態調査」（以下、「実態調査」という。）を実施した。

実態調査では、別添1のとおり47の都道府県医師会ならびに767の郡市区医師会（対象812医師会、回答率94.5%）から回答があった。

その結果からは、各都道府県医師会や郡市区医師会において、その地域特性をふまえた様々な形態で組織化（部会、委員会、協議会）が行われ、多くの専門家が結集し、労働者の健康保持増進に向けた活動を展開していることが明らかとなった。これらの組織や活動は、各地域におけるこれまでの産業医活動の長い歴史も織込んでおり、その地域における産業医活動推進のための重要な機能を担っているものと考えられる。

産業保健活動を推進する上で直面している課題として、「産業医が不足している」（都道府県医師会43.2%：郡市区医師会52.6%）、「業務が多様化して、対応できる産業医がない」（都道府県医師会45.5%：郡市区医師会33.4%）、「産業医活動を支援する体制がない」（都道府県医師会34.1%：郡市区医師会41.8%）、「マッチングを行う体制がない」（都道府県医師会43.2%：郡市区医師会26.7%）が挙げられており、早急な支援組織の構築と支援事業の実施が必要である。

### Ⅲ. 全国医師会産業医部会連絡協議会（仮称）

実態調査結果をふまえ、各地域で事業者からの要請に産業医がしっかりと対応できる全国支援組織のあり方について検討を行った。その結果、全国一律の組織化には解決すべき多くの課題があることから、まずは各地域における既存の組織形態や取組みを最大限尊重し、早急に既存の組織の全国ネットワーク化を図ることが重要であるとの結論に至った。その具体策として、全国医師会産業医部会連絡協議会（仮称）（以下、「連絡協議会」という。）を提案する。連絡協議会の目的は、①日本医師会と産業医の懸け橋となっている全国の産業医部会等のネットワーク化と②認定産業医支援事業の充実・強化である。主な構成員は、①都道府県医師会産業保健担当役員、②産業保健活動推進を目的として設置された組織の長（例えば、都道府県医師会ならびに郡市区医師会産業医部会長。部会がない場合は、産業保健委員会委員長等）、③日本医師会役員、④日本産業衛生学会役員等であり、運営委員会の機能は、日本医師会産業保健委員会が担うことが考えられる。また、後援を依頼する機関として、①厚生労働省、②労働者健康安全機構、③産業医学振興財団、④産業医科大学、⑤中央災害防止協会を考慮しており、その組織図（案）は別添 2 のとおりである。

また、各地域における組織化推進に際して、段階に応じた組織形態や事業内容を示すことが重要であることから、別添 3 のとおり組織化推進のための参考資料を取りまとめた。この資料は、これから新たに組織化に取り組む医師会にとってはどこから取り組むべきか、について検討する際の参考資料として利用が可能である。また、既に組織化がなされている場合には現状の組織のレベル感が把握でき、既存の組織のレベルアップを図るための課題が明確になることにより、取り組みの進展が期待できる。

### Ⅳ. 連絡協議会の事業内容

この連絡協議会が現場の産業医から支持される組織とするためには、産業医支援事業の内容の充実が重要である。多くの役割が期待されている産業医にとってどのような支援事業が求められているか、過去に行った認定産業医に関する組織活動の実態調査の結果等をもとに別添 4 のとおり、①スキルアップ、②情報提供、③相談対応、④事業場斡旋、⑤活動支援の 5 つの柱として整理し、このたびの実態調査において連絡協議会が取り組むべき事業について意見、要望を聞いた。

#### 1. スキルアップ

産業医の実務能力向上のための研修事業が中心となる。既に産業医研修事業

を実施している産業医学振興財団、産業医科大学、労働者健康安全機構、中央労働災害防止協会、日本産業衛生学会とも連携を一層強化し、産業保健の動向や産業医のニーズをふまえて認定産業医制度に基づく産業医研修の充実・強化を図っていく必要がある。

特に、産業医経験の無い認定産業医からニーズがある「産業医の実務経験がない医師を対象に実践力強化を目的とした研修会」については実態調査結果でも5割以上（都道府県医師会 51.1%：郡市区医師会 59.2%）の要望があった。本委員会では産業医の組織化を見据えた産業医研修会の在り方について検討を行い、プログラム案を別添5のとおり取りまとめた。その内容は、①産業医実務研修会、②ストレスチェック研修会、③治療と仕事の両立支援研修会、④医療機関の勤務環境改善研修会の新たな設定などを提案しているが、日本産業衛生学会や産業医科大学とも連携を図りながら、認定産業医制度の研修プログラムをより魅力あるものに充実することが重要である。

また、地理的条件や時間の制約により産業医研修会受講が困難な産業医のために、テレビ会議を活用した研修会の推進とともにICTを活用した研修方式の検討も必要である。

## 2. 情報提供

これまでは主にホームページ掲載により情報提供を行ってきたが、多忙な産業医への情報発信手段としては十分な効果が期待できないことが考えられる。また、研修会情報については産業医に直接メール等で知らせてほしいとの要望もあることから、例えばメール配信ツールの利用など情報発信手段の工夫が必要である。

### ① 認定産業医制度の生涯研修会更新情報の発信

認定産業医制度では更新制度を導入し、産業医活動に不可欠な労働安全衛生法令の改正を主な内容とした生涯研修会を開催しているが、その生涯研修会の情報は日本医師会ホームページ上に掲載し、2カ月ごとに更新している。認定産業医はその情報をもとに生涯研修会を申し込んでいるが、多忙な認定産業医にとってはなかなか最新の情報を見る機会がない。今後、メール配信ツールを利用した指定研修会の更新情報発信により、更新研修申し込みの利便性を高めることが重要である。実態調査では4割前後の医師会（都道府県医師会 40.0%：郡市区医師会 36.4%）から希望があった。

さらには認定証の有効期限が迫った認定産業医に対する注意喚起のためのツールとしても利用可能である。

### ② 産業保健関係情報誌等の更新情報の発信

産業保健関係団体においては、産業医をはじめ産業保健関係者等に産業保健

情報をホームページ等で提供している。これらの中には産業医活動にとって有用な情報が多くあることから、メルマガの一環で記事の更新情報を発信することも考えられる。例えば、労働者健康安全機構で発行している季刊誌「産業保健21」があげられる。

### 3. 相談対応

経験の浅い産業医からの要望として、ベテランの産業医に相談できる体制の整備が求められている。実態調査結果では、「相談対応」も5割以上（都道府県医師会 53.3%：郡市区医師会 54.2%）の医師会から要望があった。経験の浅い嘱託産業医に対する実践的支援として、研修会を活用した質疑応答の充実、経験豊富な産業医も参加するカンファレンスの設置、さらには経験豊富な産業医によるICTを用いた産業医活動支援などが考えられ、産業医科大学や日本産業衛生学会などとの連携による具体的検討の進展が期待される。

また、働き方改革関連法によって産業医機能が強化されたことに伴って、産業医が労働者と事業者との間で判断に迷う事例が増えると予想される。加えて、高齢化に伴い持病を有する労働者の就業と健康との均衡を図る上でも対処が難しい事例が増えると予想される。これらの事例に適切に対応するには、本来、経験豊富な産業医による指導や助言を参考にすべきであるが、個別性や緊急性が高い事例では現場の産業医が最善の判断を考えることが求められる。そこで、産業医が倫理的な葛藤を感じた際の視点や考え方について、事例集や倫理規範を取りまとめることについて検討を行う必要がある。

### 4. 事業場斡旋

実態調査結果によると、8都道府県医師会（17.8%）と441の郡市区医師会（79.6%）で実施しており、年間の紹介件数も都道府県医師会では5～9件（50.0%）が最も多く、郡市区医師会では1～2件（34.6%）が最も多い。事業場斡旋における今後の在り方については、各郡市区医師会単位で取組んだほうがいいという回答が5～6割の医師会（都道府県医師会 50.0%：郡市区医師会 59.3%）からあり、各都道府県医師会単位で取組んだほうがいいと回答した医師会は2割弱（都道府県医師会 18.8%：郡市区医師会 19.9%）となった。また、40の郡市区医師会（8.6%）からは各医師会が委託業者等と連携して取組んだほうがいいとの回答があり、第三者機関等が全国的に取組んだほうがいいとの回答は31医師会（6.4%）からあった。

一方、委託業者等（産業医紹介等事業者）については、ストレスチェック制度や働き方改革など社会の産業医への期待の高まりに伴い、様々な業種の事業者が参入しており、ネット環境を利用した安易な産業医業務提供をうたった事

業者や産業医報酬について誤解を招くような情報をホームページ上に掲載する事業者など問題のある事業者が見受けられる。このような産業医紹介事業者は利益をあげるために契約が成立するよう産業医報酬を下げる力が働きやすい。特に、産業医経験のない医師に対しては、事業者側の意向に従い産業医報酬を下げる傾向が顕著であると言われている。実態調査結果においても事業所からの問い合わせ内容として産業医の報酬がとびぬけて高く（都道府県医師会 87.5%：郡市区医師会 81.0%）、産業契約にあたって事業者の最も高い関心事となっていることがうかがえる。産業医が行う職務の具体的内容やそれに伴う責任の範囲について考慮することなく安易に報酬額を決めてしまうといった問題は個別の事案にとどまらず、ひいては全国の産業医の報酬にも少なからず悪影響を及ぼすことが懸念されることから、日本医師会から厚生労働省に対してその改善方について要望を行った。実態調査結果では日本医師会が産業医の組織化に向けて取り組む必要があると思う施策として事業場と産業医のマッチングについて4割近い医師会（都道府県医師会 33.3%：郡市区医師会 38.7%）からあったことから、産業医の立場に立った日本医師会主導の全国規模の仕組みについて検討を行う必要がある。その際、現在都道府県医師会や郡市区医師会でやっている紹介事業との調和は不可欠である。

## 5. 活動支援

### ①契約等の支援

事業場との契約や報酬交渉、煩わしい事務作業等の代行サポートなど、産業医が本来業務に専念してもらうための支援事業について、実態調査結果では約4割（都道府県医師会 37.8%：郡市区医師会 43.9%）の要望があった。

実態調査結果の産業医紹介件数や自由意見からは、多忙な医師会事務職員が通常業務の片手間に対応している様子が見え、事業場斡旋後の契約の場面においては、報酬や業務内容、委託条件等の重要事項を決定する必要があり、関係法例等の専門的ノウハウを蓄積した者が関与（支援）することが望ましく、事業場斡旋後の契約実務支援や産業医活動に伴う事務作業支援などのあり方について検討する必要がある。

また、委託業者等には前述のような利益追求を目的とした事業者もある一方で、長年の事業活動で培ったノウハウを駆使し、産業医の信頼を得て地道に事業を展開している産業医の立場に立った事業者もいる。実態調査結果では、委託業者等との連携を期待する40の郡市区医師会があったことから、医師会主導の委託業者等と連携した活動支援について調査、実践的研究を行っていく必要がある。

さらに、適切な契約を推進するための一助として現状の産業医活動に即した

契約書の参考例（別添 6）を取りまとめ、都道府県医師会等に情報提供した。

#### ②ストレスチェック等の支援

平成 27 年から導入されたストレスチェックにおいて、その実施に際して嘱託産業医の負担の増大が懸念されたことから日本医師会では、日本精神科産業医協会が行う「嘱託産業医ストレスチェック実施に対する支援事業」について、嘱託産業医の負担軽減策として有効であるとの判断からこの事業の推薦を行った。実態調査結果でも約 4 割の医師会（都道府県医師会 33.3%：郡市区医師会 44.3%）から支援事業の必要性について回答があったことから、連絡協議会では、産業医業務に関する良好な支援業務の情報収集に努め、産業医等への情報提供が期待される。

#### V. おわりに

本委員会では、産業医を取り巻く情勢の変化等に迅速に対応できる産業医全国組織の構築について検討を行い、本中間答申において、経験豊富な産業医による ICT を用いた産業医活動支援や日本医師会主導の全国的規模の事業場斡旋、さらには事業場斡旋後の契約実務支援や産業医活動に伴う事務作業支援などの検討課題を挙げたが、今後、実態調査結果の詳細な分析を行い、議論を深め、最終答申においてより具体的提言を行う予定である。

本中間答申の基礎資料となった実態調査において 100%近い回答があったことは、日本医師会が取り組む産業医の組織化に対する各医師会の強い期待の表れであると理解できることから、日本医師会においてはその実現に向けた予算措置等が期待される。

[参考資料]

- 別添 1. 産業医に関する組織活動実態調査結果及び調査票 ..... ①
- 別添 2. 全国医師会産業医部会連絡協議会（仮称）の組織図（案） ..... ⑭
- 別添 3. 産業医組織における段階別事業内容（案） ..... ⑮
- 別添 4. 全国医師会産業医部会連絡協議会の事業内容（案） ..... ⑯
- 別添 5. 産業医の組織化を見据えた産業医研修会 ..... ⑰
- 別添 6. 産業医契約書（参考例） ..... ⑱



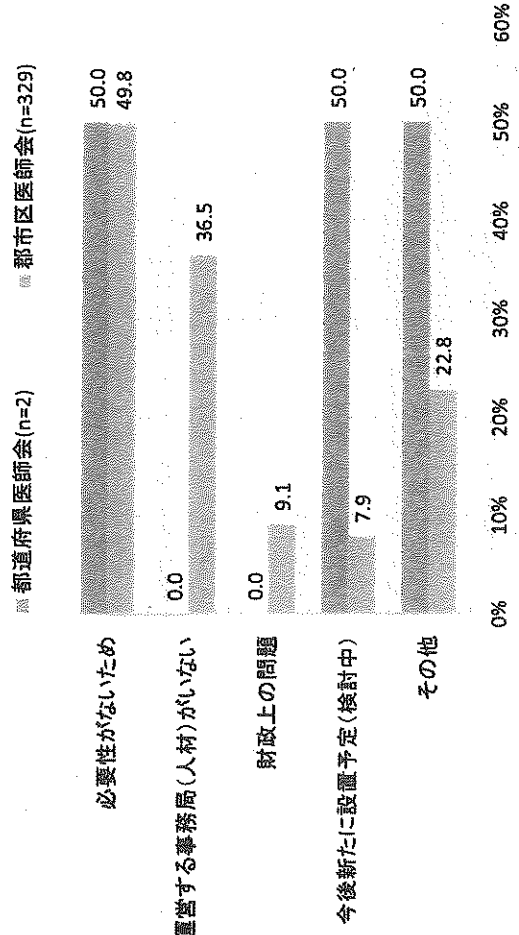
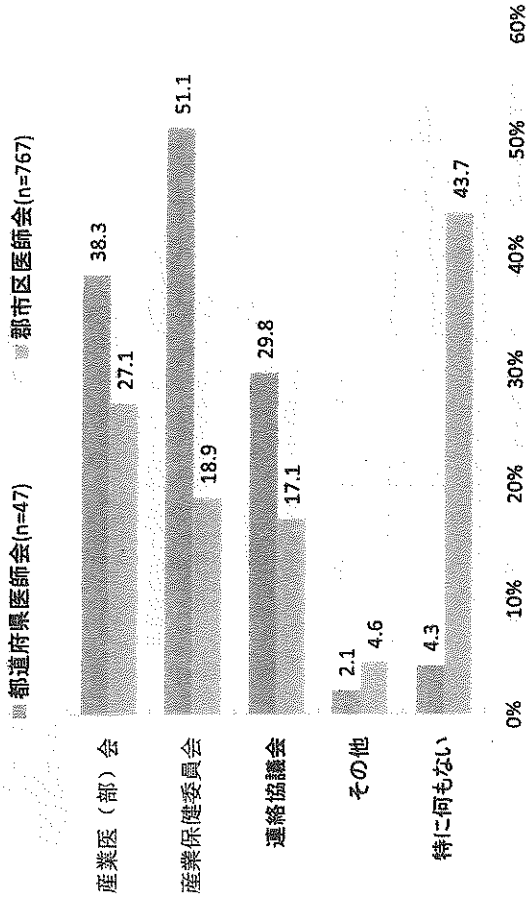
# 【別添1】産業医に関する組織活動実態調査結果ならびに調査票

問1(1)貴医師会管内にある会議体について、該当する選択肢の番号に○を付けてください(複数回答可)。

	合計	産業医(部)会	産業保健委員会	連絡協議会	その他	特に何も無い
全体(回答数:件)	814	226	169	145	36	337
医師会	47	18	24	14	1	2
郡市区	767	208	145	131	35	335
全体(割合:%)	100.0	27.8	20.8	17.8	4.4	41.4
医師会	100.0	38.3		29.8	2.1	4.3
郡市区	100.0		18.9	17.1	4.6	

問1(2)上記(1)で15、特に何も無いと答えた方について、その理由について該当する選択肢の番号に○を付けてください(複数回答可)。

	合計	必要性がないため	会議体を運営する事務局(人材)がいない	財政上の問題	今後新たに設置予定(検討中)	その他
全体(回答数:件)	331	165	120	30	27	76
医師会	2	1	0	0	1	1
郡市区	329	164	120	30	26	75
全体(割合:%)	100.0	49.8	36.3	9.1	8.2	23.0
医師会	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0
郡市区	100.0		36.5	9.1	7.9	22.8



問2 会構体ごとに参加している構成員について、該当する選択肢の番号(1~11)に○を付けてください(それぞれ複数回答可)  
問2(1) 医(部)会(複数回答可)

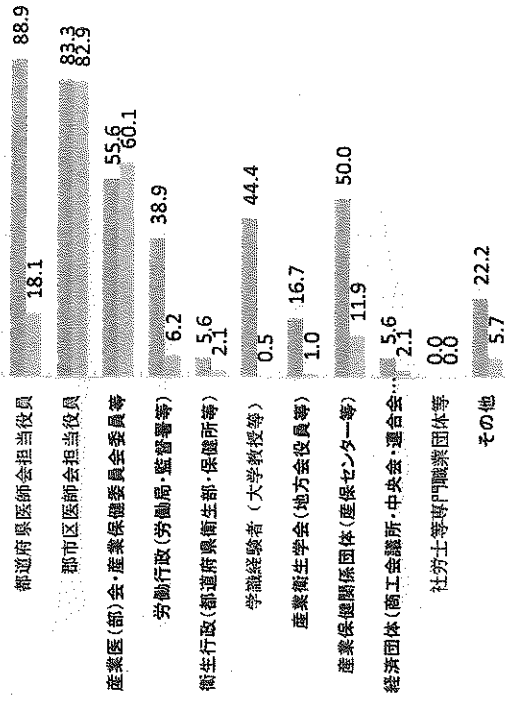
	合計	都道府県医師会担当役員	郡市区医師会担当役員	産業医(部)会・産業保健委員会等	労働行政(労働局・監督署等)	衛生行政(都道府県衛生部・保健所等)	学識経験者(大学教授等)	産業衛生学会(地方会役員等)	産業保健関係団体(産保センター等)	経済団体(商工会議所・中央会・連合会等)	社労士等専門職業団体等	その他
全体(回答数:件)	211	51	175	126	19	5	9	5	32	5	0	15
医師会	18	16	15	10	7	1	8	3	9	1	0	4
郡市区	193	35	160	116	12	4	1	2	23	4	0	11
全体(割合:%)	100.0	24.2	82.9	59.7	9.0	2.4	4.3	2.4	15.2	2.4	0.0	7.1
医師会	100.0	89.0	83.3	55.4	38.9	5.6	44.4	16.7	53.1	5.6	0.0	22.2
郡市区	100.0	18.1	62.9	89.9	6.2	2.1	0.5	1.0	11.9	2.1	0.0	5.7

②

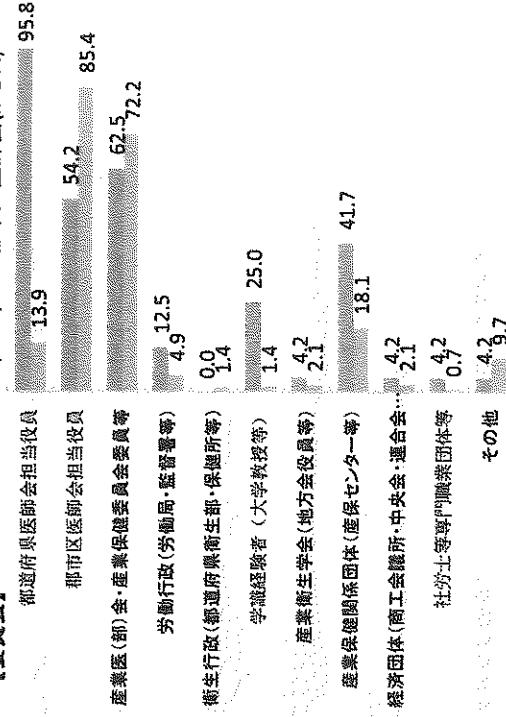
問2(2) 委員会(複数回答可)

	合計	都道府県医師会担当役員	郡市区医師会担当役員	産業医(部)会・産業保健委員会等	労働行政(労働局・監督署等)	衛生行政(都道府県衛生部・保健所等)	学識経験者(大学教授等)	産業衛生学会(地方会役員等)	産業保健関係団体(産保センター等)	経済団体(商工会議所・中央会・連合会等)	社労士等専門職業団体等	その他
全体(回答数:件)	168	43	136	119	10	2	8	4	36	4	2	15
医師会	24	23	13	15	3	0	6	1	10	1	1	1
郡市区	144	20	123	104	7	2	2	3	26	3	1	14
全体(割合:%)	100.0	25.6	81.0	70.8	6.0	1.2	4.8	2.4	21.4	2.4	1.2	8.9
医師会	100.0	94.4	86.4	54.6	12.5	0.0	25.0	4.2	41.7	4.2	4.2	4.2
郡市区	100.0	13.9	65.6	72.2	4.9	1.4	1.4	2.1	18.1	2.1	0.7	9.7

【医(部)会】 都道府県医師会(n=18) 郡市区医師会(n=193)



【委員会】 都道府県医師会(n=24) 郡市区医師会(n=144)



0% 20% 40% 60% 80% 100%

50%超 30%以上

問2(3)協議会(複数回答可)

	都道府県医師会担当役員	郡市区医師会担当役員	産業医(部)会・産業保健委員会委員等	労働行政(労働局・監督署等)	衛生行政(都道府県衛生部・保健所等)	学識経験者(大学教授等)	産業衛生学会(地方会役員等)	産業保健関係団体(産保センター等)	経済団体(商工会議所・中央会・連合会等)	社労士等専門職業団体等	その他
全体(回答数:件)	34	127	56	118	26	13	5	103	64	17	26
医師会	14	13	4	13	3	8	2	13	7	1	4
郡市区	21	118	52	105	23	5	3	90	57	16	22
全体(割合:%)	24.1	90.1	39.7	83.7	18.4	9.2	3.5	73.0	45.4	12.1	18.4
医師会	32.4	10.3	28.6	92.4	21.4	57.7	14.3	97.4	50.0	7.1	28.6
郡市区	16.5	99.7	40.9	89.3	18.1	3.9	2.4	70.6	44.9	12.6	17.3

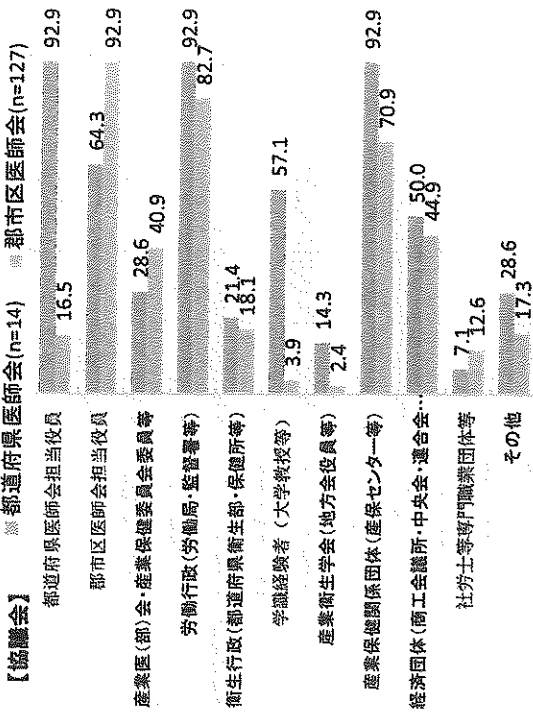
③

問3 貴医師会における各会議体の主な業務内容について、該当する選択肢の番号(1~11)に○を付けてください(それぞれ複数回答可)

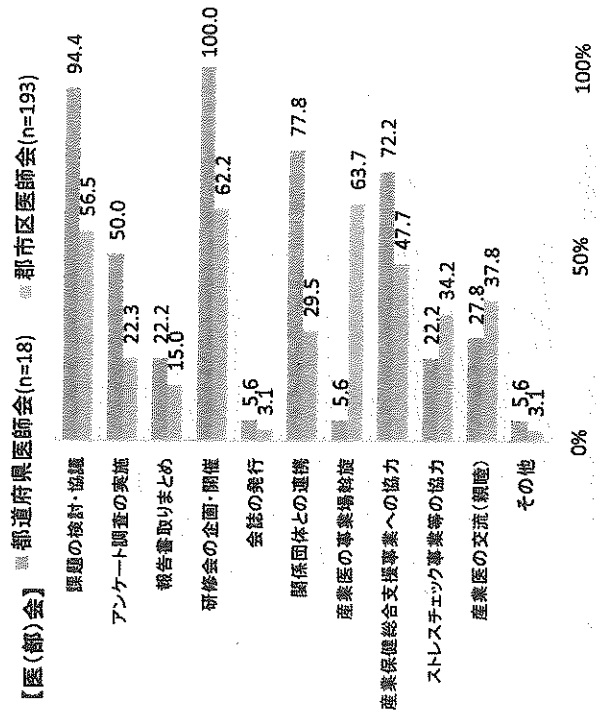
問3(1)医(部)会(複数回答可)

	課題の検討・協議	アンケート調査の実施	報告書取りまとめ	研修会の企画・開催	会誌の発行	関係団体との連携	産業医の専攻場・施設	産業保健総合支援事業への協力	ストレスチェック事業等の協力	産業医の交流(親睦)	その他
全体(回答数:件)	211	126	52	33	138	7	124	105	70	78	7
医師会	18	17	9	4	18	1	14	13	4	5	1
郡市区	193	109	43	29	120	6	123	92	66	73	6
全体(割合:%)	100.0	59.7	24.6	15.6	65.4	3.3	33.6	49.8	33.2	37.0	3.3
医師会	100.0	94.4	50.0	22.2	100.0	5.6	33.3	47.7	22.2	27.8	5.6
郡市区	100.0	56.5	22.3	15.0	63.9	3.1	29.5	47.7	34.2	37.8	3.1

【協議会】



【医(部)会】

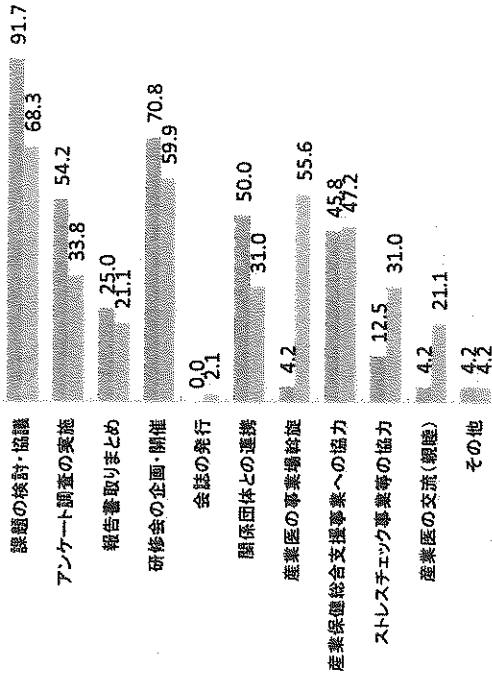


問3(2)委員会(複数回答可)

	課題の検討・協議	アンケート調査の実施	報告書取りまとめ	研修会の企画・開催	会誌の発行	関係団体との連携	産業医の専業場幹旋	産業保健総合支援事業への協力	ストレスチェック事業等の協力	産業医の交流(親睦)	その他
全体(回答数:件)	166	119	61	102	3	56	80	78	47	31	7
医師会	24	22	13	17	0	12	1	11	3	1	1
郡市区	142	97	48	85	3	44	79	67	44	30	6
全体(割合:%)	100.0	71.7	36.7	61.4	1.8	33.7	48.2	47.0	28.3	18.7	4.2
医師会	100.0	91.7	54.7	70.8	0.0	50.0	4.2	45.8	12.5	4.2	4.2
郡市区	100.0	86.3	33.8	83.9	2.1	31.0	75.6	47.2	31.0	21.1	4.2

【委員会】

都道府県医師会(n=24) 郡市区医師会(n=142)



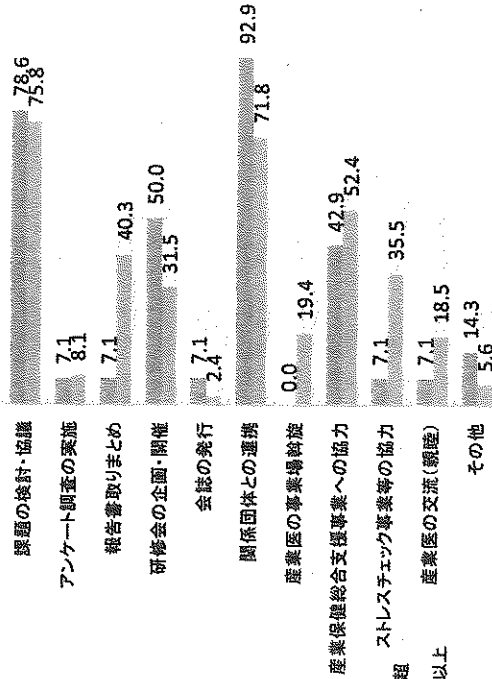
④

問3(3)協議会(複数回答可)

	課題の検討・協議	アンケート調査の実施	報告書取りまとめ	研修会の企画・開催	会誌の発行	関係団体との連携	産業医の専業場幹旋	産業保健総合支援事業への協力	ストレスチェック事業等の協力	産業医の交流(親睦)	その他
全体(回答数:件)	138	105	11	46	4	102	24	71	45	24	9
医師会	14	11	1	7	1	13	0	6	1	1	2
郡市区	124	94	10	39	3	89	24	65	44	23	7
全体(割合:%)	100.0	76.1	8.0	33.3	2.9	73.9	17.4	51.4	32.6	17.4	6.5
医師会	100.0	78.6	7.1	50.0	7.1	53.8	0.0	42.9	7.1	7.1	14.3
郡市区	100.0	75.8	8.1	31.5	2.4	71.1	19.4	47.2	35.5	18.5	5.6

【協議会】

都道府県医師会(n=14) 郡市区医師会(n=124)



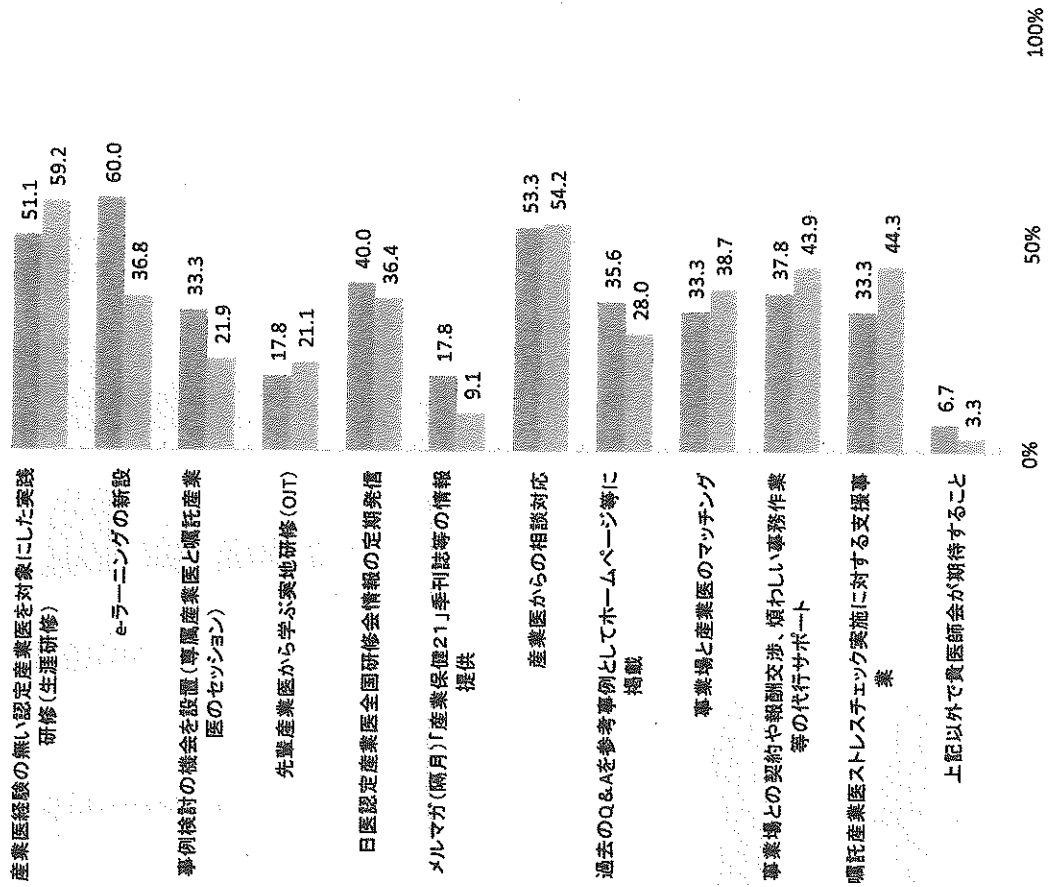
50%超  
30%以上

0% 50% 100%

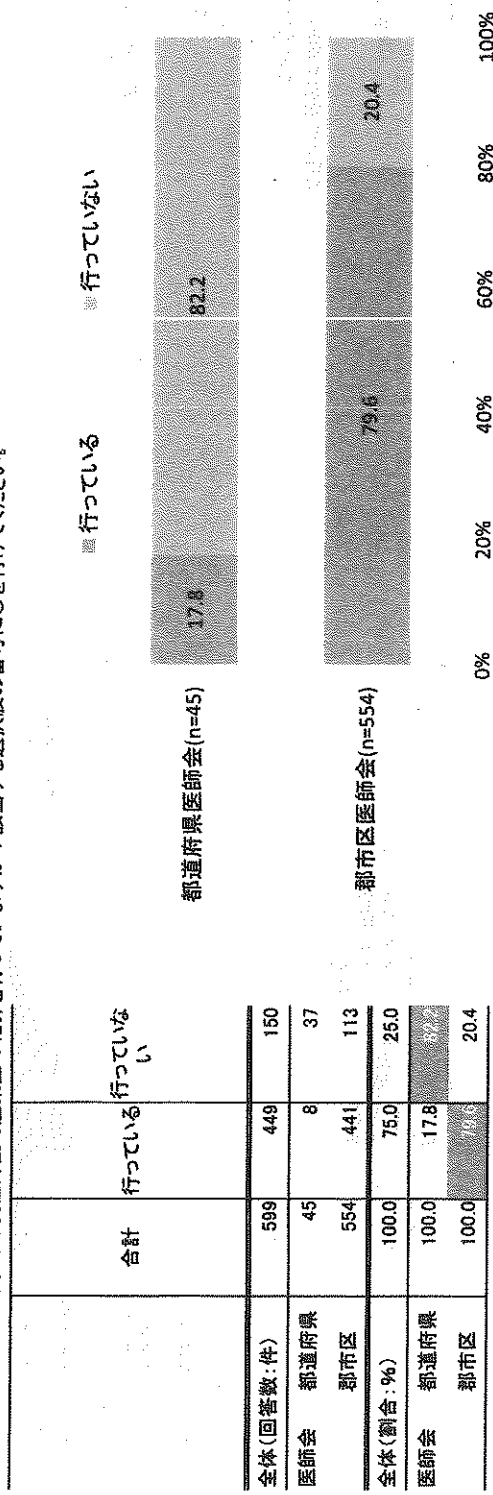
問4 日医が産業界の組織化に向けて取り組む必要があると思う施策について、該当する選択肢の番号に○を5つまで付けてください(○は5つまで)。

■ 都道府県医師会 (n=45)    ■ 都市区医師会 (n=517)

	①スキルアップ				②情報提供		③相談対応	
	産業界経験の無い認定産業界医を対象にした実践研修(生涯研修)	eラーニングの新設	事例検討の機会を設置(専属産業界医と嘱託産業界医のセッション)	先輩産業界医から学ぶ実地研修(OJT)	日医認定産業界医全国研修会情報の定期発信	メルマガ(隔月)「産業界健康21」季刊誌等の情報提供	産業界からの相談対応	過去のQ&Aを参考事例としてホームページ等に掲載
全体(回答数:件)	562	217	128	117	206	55	304	161
医師会								
都道府県	45	27	15	8	18	8	24	16
都市区	517	190	113	109	188	47	280	145
全体(割合:%)	100.0	38.6	22.8	20.8	36.7	9.8	54.1	28.8
医師会	100.0	36.8	33.3	17.8	36.4	17.8	54.1	28.8
都道府県	45	27	15	8	18	8	24	16
都市区	517	190	113	109	188	47	280	145
④								
④事業場幹旋								
その他								
事業場と産業界のマッチング								
事業場との契約や報酬交渉、煩わしい事務作業等の代行サポート								
嘱託産業界医ストレッチ実施に対する支援事業								
上記以外で貴医師会が期待すること								
全体(回答数:件)	215	244	244	20				
医師会	15	17	15	3				
都道府県	200	227	229	17				
都市区	38.3	43.4	43.4	3.6				
全体(割合:%)	33.3	43.4	43.4	6.7				
医師会	33.3	43.4	43.4	6.7				
都道府県	15	17	15	3				
都市区	200	227	229	17				

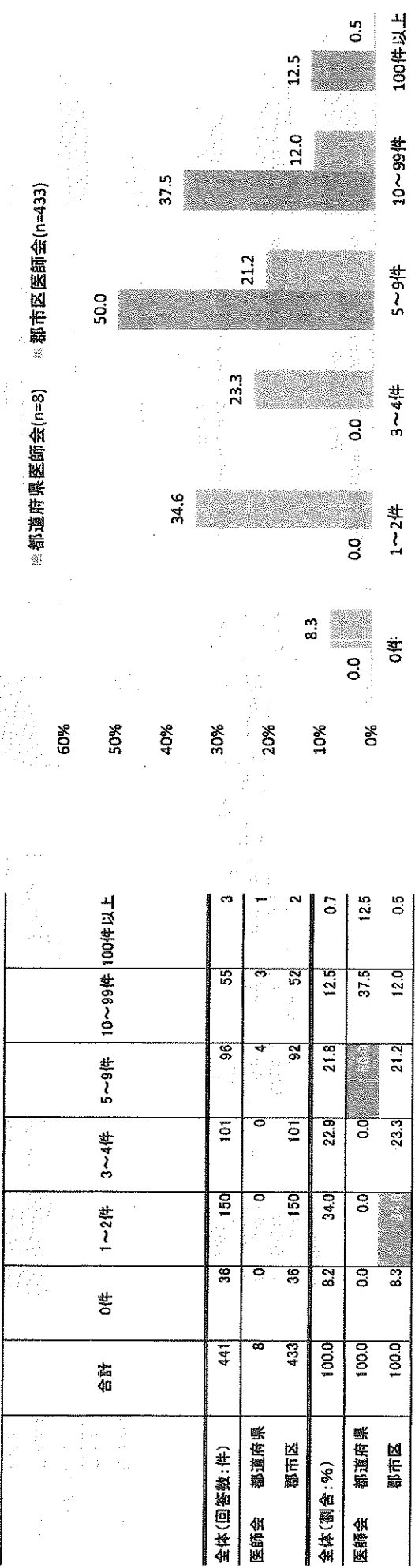


問5(1)貴医師会で産業医の紹介を行っていますか？該当する選択肢の番号に○を付けてください。



全体(回答数:件)	599	449	150
医師会	45	8	37
都市区	554	441	113
全体(割合:%)	100.0	75.0	25.0
医師会	100.0	17.8	17.8
都市区	100.0	79.6	20.4

問5(2)行っている場合、年間何件くらい紹介を行っていますか？※昨年(平成30年1月1日～12月31日)の実績を教えてください。

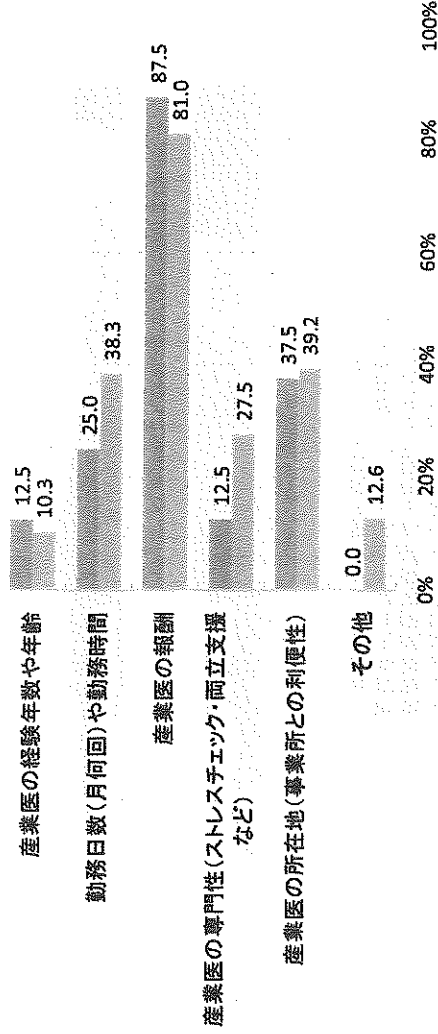


全体(回答数:件)	441	36	150	101	96	55	3
医師会	8	0	0	0	4	3	1
都市区	433	36	150	101	92	52	2
全体(割合:%)	100.0	8.2	34.0	22.9	21.8	12.5	0.7
医師会	100.0	0.0	0.0	0.0	50.0	37.5	12.5
都市区	100.0	8.3	34.0	23.3	21.2	12.0	0.5

問5(3) 産業医を事業所へ紹介する際、『事業所』よりどんな問い合わせが多いですか？該当する選択肢の番号に○を付けてください(複数回答可)。

	産業医の 経験年数 や年齢	勤務日数 (月何回) や勤務時 間	産業医の 報酬	産業医の 専門性(ス トレスチ ェック・ 面立支援 など)	産業医の 所在地(事 業所との 利便性)	その他
全体(回答数:件)	46	169	360	121	174	55
医師会	1	2	7	1	3	0
都道府県	45	167	353	120	171	55
郡市区	10.4	38.1	81.1	27.3	39.2	12.4
全体(割合:%)	12.5	25.0	81.0	12.5	37.5	0.0
医師会	10.3	38.3	81.0	27.5	39.2	12.6

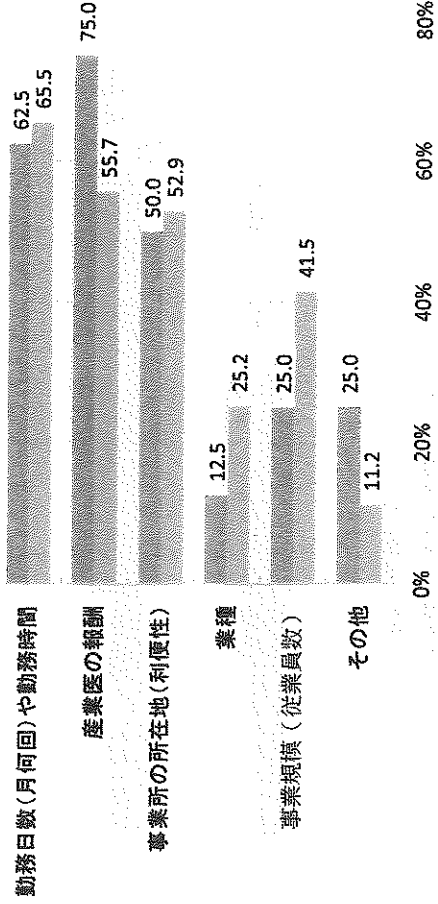
都道府県医師会(n=8) 郡市区医師会(n=436)



問5(4) 産業医を事業所へ紹介する際、『産業医』からどんな要望が多いですか？該当する選択肢の番号に○を付けてください(複数回答可)。

	勤務日数 (月何回) や勤務時 間	産業医の 報酬	事業所の 所在地(利 便性)	業種	事業規模 (従業員数)	その他
全体(回答数:件)	286	245	231	109	180	50
医師会	5	6	4	1	2	2
都道府県	281	239	227	108	178	48
郡市区	65.4	56.1	52.9	24.9	41.2	11.4
全体(割合:%)	62.5	55.7	50.0	12.5	25.0	11.2
医師会	62.5	55.7	50.0	12.5	25.0	11.2
都道府県	65.4	56.1	52.9	24.9	41.2	11.4
郡市区	65.4	56.1	52.9	24.9	41.2	11.4

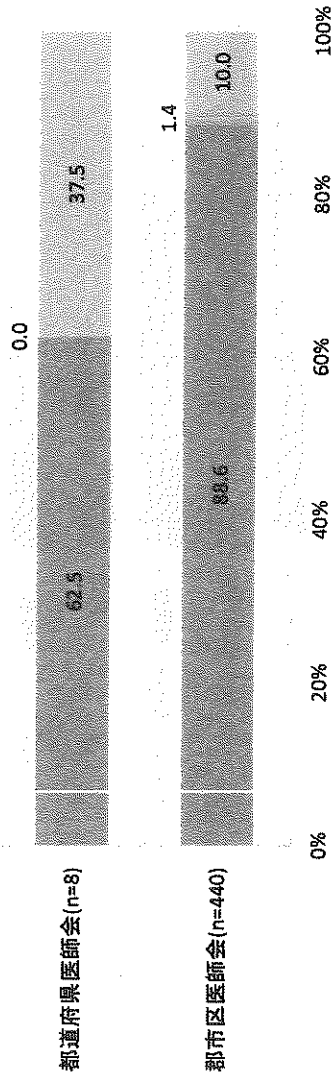
都道府県医師会(n=8) 郡市区医師会(n=429)



問5(5)貴医師会で行っている主な紹介方法について、該当する選択肢の番号に○を付けてください(○は1つのみ)。

	合計	産業医名簿をもとに医師会単独で行っている	委託業者と連携して行っている	その他
全体(回答数:件)	448	395	6	47
医師会	8	5	0	3
都市区	440	390	6	44
全体(割合:%)	100.0	88.2	1.3	10.5
医師会	100.0	62.5	0.0	37.5
都市区	100.0	88.6	1.4	10.0

● 産業医名簿をもとに医師会単独で行っている  
 ● 委託業者と連携して行っている  
 ● その他

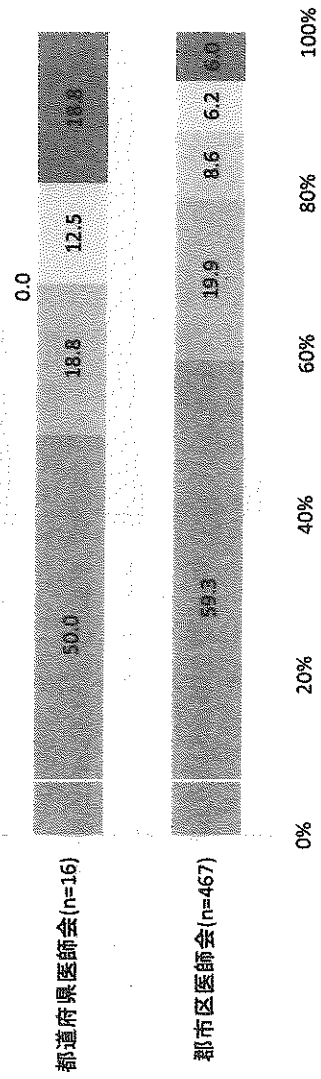


㊦

問5(6)貴医師会が期待する「事業場輪旋における今後の在り方」について、該当する選択肢の番号に○を付けてください(○は1つのみ)。

	合計	各都市区医師会単立で取組んだ方がいい	各都道府県医師会単位で取組んだ方がいい	各医師会が委託業者等と連携して取組んだ方がいい	第三者機関等が全国的に取組んだ方がいい	その他
全体(回答数:件)	483	285	96	40	31	31
医師会	16	8	3	0	2	3
都市区	467	277	93	40	29	28
全体(割合:%)	100.0	59.0	19.9	8.3	6.4	6.4
医師会	100.0	50.0	18.8	0.0	12.5	18.8
都市区	100.0	59.3	19.9	8.6	6.2	6.0

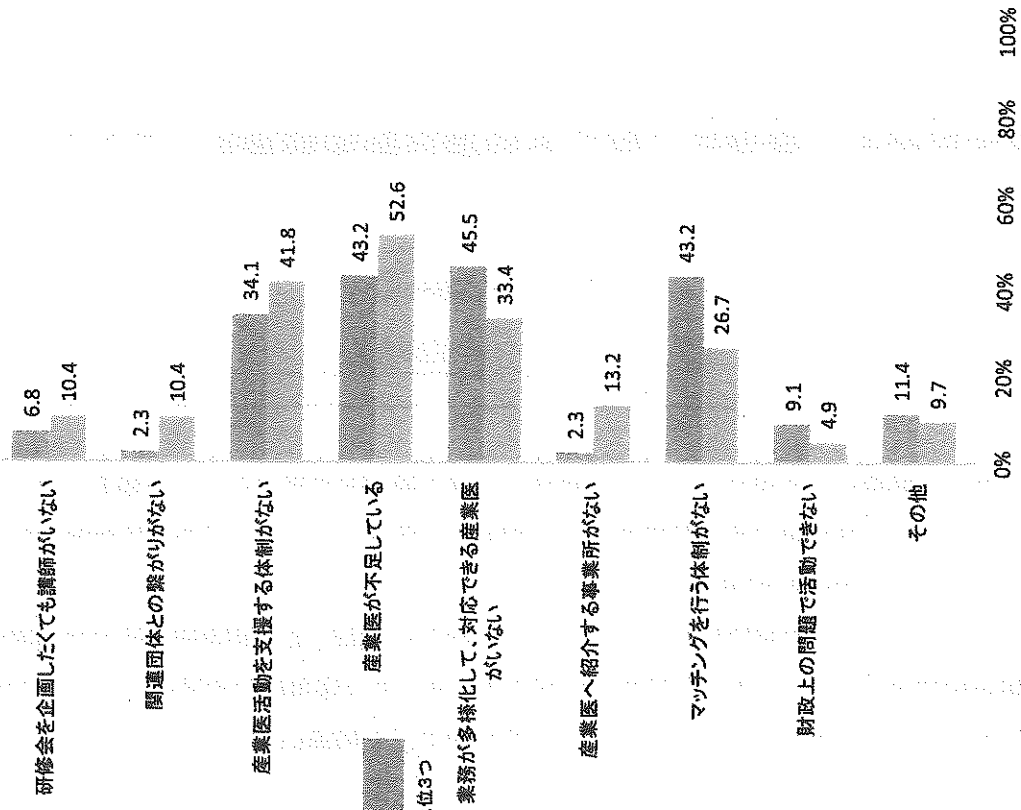
● 各都市区医師会単位で取組んだ方がいい  
 ● 各都道府県医師会単位で取組んだ方がいい  
 ● 各医師会が委託業者等と連携して取組んだ方がいい  
 ● 第三者機関等が全国的に取組んだ方がいい  
 ● その他



問6 産業保健活動を推進する上で貴医師会が直面している課題について、該当する選択肢の番号に○を3つまで付けてください  
(○は3つまで)。

	研修会を企画したくても講師がいらない	関連団体との繋がりが少ない	産業医活動を支援する体制がない	産業医が不足している	業務が多様化して、対応できる産業医が少ない	産業医へ紹介する事業所がない	マッチングを行う体制がない	財政上の問題で活動できない	その他
全体(回答数:件)	580	57	239	301	199	72	162	30	57
医師会	44	3	15	19	20	1	19	4	5
都道府県	536	56	224	282	179	71	143	26	52
全体(割合:%)	100.0	10.2	41.2	51.9	34.3	12.4	27.9	5.2	9.8
医師会	100.0	6.8	34.1	43.2	45.7	2.3	13.2	9.1	11.4
都道府県	100.0	10.4	41.5	52.6	36.7	13.2	26.7	4.9	9.7

都道府県医師会(n=44) 都市区医師会(n=536)



# 日本医師会「産業医に関する組織活動実態調査」アンケート

令和元年7月

都道府県名： \_\_\_\_\_

医師会名： \_\_\_\_\_

## ■目的

「産業医の組織化」を進める上で、各地域の現状と課題を把握することが重要と思います。本アンケートは、各地域の実態把握を目的に都道府県医師会ならびに郡市区医師会の皆さまを対象にアンケート調査を実施致します。

また、本アンケートの補助資料として、本年4月4日に開催した「都道府県医師会産業保健担当理事連絡協議会」にて松本常任理事より報告をしました『産業医の組織化について（抜粋）』の資料を参考までに用意しましたので、ご回答の際にご参照願います。

問1 (1) 貴医師会管内にある会議体について、該当する選択肢の番号に○を付けてください（複数回答可）。※補助資料13～15ページ参照

※産業医（部）会内にある幹事会・役員会・運営委員会などについては、産業医（部）会に含めるとして「1. 産業医（部）会」とご回答ください。

- 1. 産業医（部）会
- 2. 産業保健委員会
- 3. 連絡協議会
- 4. その他（ \_\_\_\_\_ ）
- 5. 特に何もなし ⇒問1（2）へ

} ⇒次ページの  
問2へ

(2) 上記(1)で「5. 特に何もなし」と答えた方について、その理由について該当する選択肢の番号に○を付けてください（複数回答可）。

- 1. 必要性がないため
- 2. 会議体を運営する事務局（人材）がない
- 3. 財政上の問題
- 4. 今後新たに設置予定（検討中）
- 5. その他（ \_\_\_\_\_ ）

※問1（1）で「5. 特に何もなし」と答えた方は、『自由記載欄』（最終ページ）に続きます。

【問2、問3は問1(1)で○が付いた貴医師会の会議体に参加している構成員について伺います。】

問2 会議体ごとに参加している構成員について、該当する選択肢の番号(1~11)に○を付けてください(それぞれ複数回答可)。※補助資料6・14ページ参照

構成員	(1)医(部)会	(2)委員会	(3)協議会
① 都道府県医師会担当役員	1	1	1
② 郡市区医師会担当役員	2	2	2
③ 産業医(部)会・産業保健委員会委員等	3	3	3
④ 労働行政(労働局・監督署等)	4	4	4
⑤ 衛生行政(都道府県衛生部・保健所等)	5	5	5
⑥ 学識経験者(大学教授等)	6	6	6
⑦ 産業衛生学会(地方会役員等)	7	7	7
⑧ 産業保健関係団体(産保センター等)	8	8	8
⑨ 経済団体(商工会議所・中央会・連合会等)	9	9	9
⑩ 社労士等専門職業団体等	10	10	10
⑪ その他(括弧内に記入してください)	11 〔 〕	11 〔 〕	11 〔 〕

問3 貴医師会における各会議体の主な業務内容について、該当する選択肢の番号(1~11)に○を付けてください(それぞれ複数回答可)。※補助資料6・14・15ページ参照

主な業務内容	(1)医(部)会	(2)委員会	(3)協議会
① 課題の検討・協議	1	1	1
② アンケート調査の実施	2	2	2
③ 報告書取りまとめ	3	3	3
④ 研修会の企画・開催	4	4	4
⑤ 会誌の発行	5	5	5
⑥ 関係団体との連携	6	6	6
⑦ 産業医の事業場斡旋	7	7	7
⑧ 産業保健総合支援事業への協力	8	8	8
⑨ ストレスチェック事業等の協力	9	9	9
⑩ 産業医の交流(親睦)	10	10	10
⑪ その他(括弧内に記入してください)	11 〔 〕	11 〔 〕	11 〔 〕

問4 次の1から12に掲げた事項のうち、日医が産業医の組織化に向けて取り組む必要があると思う施策について、該当する選択肢の番号に○を5つまで付けてください（○は5つまで）。

<b>スキルアップ</b> (研修会の充実など) ※補助資料9・12ページ参照	1. 産業医経験の無い認定産業医を対象にした実践研修(生涯研修) 2. e-ラーニングの新設 3. 事例検討の機会を設置(専属産業医と嘱託産業医のセッション) 4. 先輩産業医から学ぶ実地研修(OJT)
<b>情報提供</b> ※補助資料9ページ参照	5. 日医認定産業医全国研修会情報の定期発信 6. メルマガ(隔月)「産業保健21」季刊誌等の情報提供
<b>相談対応</b> ※補助資料10ページ参照	7. 産業医からの相談対応 8. 過去のQ&Aを参考事例としてホームページ等に掲載
<b>事業場斡旋</b> ※補助資料10ページ参照	9. 事業場と産業医のマッチング
<b>活動支援</b> ※補助資料10ページ参照	10. 事業場との契約や報酬交渉、煩わしい事務作業等の代行サポート 11. 嘱託産業医ストレスチェック実施に対する支援事業
<b>その他</b>	12. 上記以外で貴医師会が期待することをお答えください。 [ ]

問5 貴医師会の事業場斡旋における取組状況について伺います。

(1) 貴医師会で産業医の紹介を行っていますか? 該当する選択肢の番号に○を付けてください。

1. 行っている	2. 行っていない
----------	-----------

※「2. 行っていない」と答えの方は、次ページの間6に続きます。

(2) 行っている場合、年間何件くらい紹介を行っていますか?

※昨年(平成30年1月1日~12月31日)の実績を教えてください。

年間約 _____ 件
-------------

(3) 産業医を事業所へ紹介する際、『事業所』よりどんな問い合わせが多いですか? 該当する選択肢の番号に○を付けてください(複数回答可)。

1. 産業医の経験年数や年齢	5. 産業医の所在地(事業所との利便性)
2. 勤務日数(月何回)や勤務時間	6. その他
3. 産業医の報酬	[ ]
4. 産業医の専門性(ストレスチェック・両立支援など)	

次ページもお答えください ➡



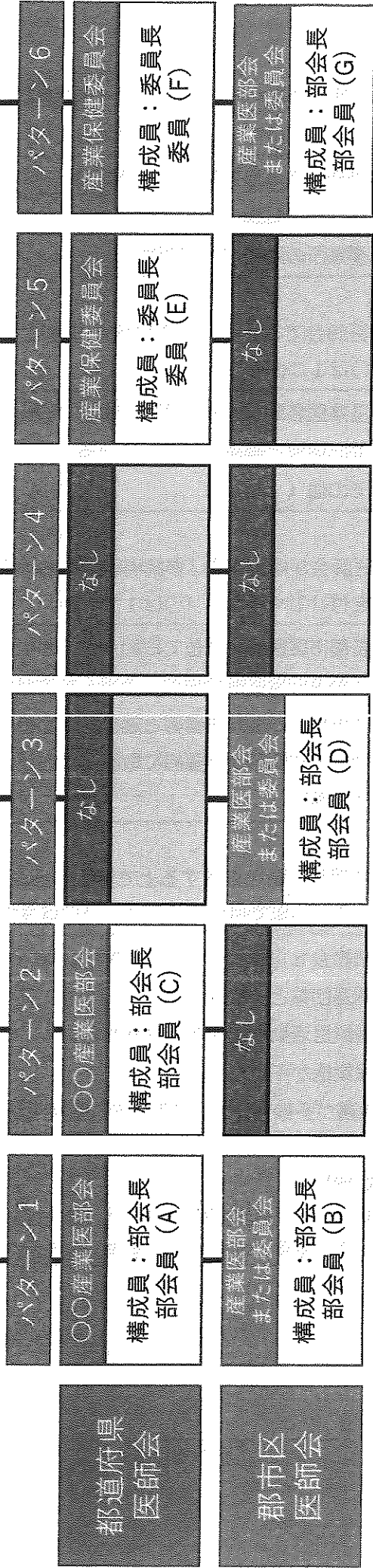
# 【別添2】全国医師会産業医部会連絡協議会（仮称）の組織図（案）

## 全国医師会産業医部会連絡協議会（仮称）

■目的：日医と産業医の懸け橋となっている全国の産業医部会等のネットワーク化と産業医支援事業の充実・強化をはかる  
 ■構成員：①都道府県医師会産業医保健担当役員  
 ②産業保健活動推進を目的として設置された組織の長（都道府県医師会推薦）  
 （例）〇〇県医師会産業医部会長（部会がない場合は産業保健委員会委員長や協議会会長）  
 〇〇郡市区医師会産業医部会長（部会がない場合は産業保健委員会委員長）

③日本医師会役員  
 ④日本産業衛生学会役員  
 ■運営委員会：日本医師会産業保健委員会  
 ■後援：厚生労働省、労働者健康安全機構、産業医学振興財団、産業医科大学、中央労働災害防止協会  
 ■事業内容：本資料9・10ページ参照  
 ■前身：都道府県医師会産業医保健担当理事連絡協議会

日本医師会



# 【別添3】産業医組織における段階別事業内容（案）

	スキルアップ	情報提供	相談対応	事業場輪旋	活動支援	その他
【Step 1】 委員会設置	○ 研修会企画・開催	○ 研修会開催 情報提供	未実施	未実施	未実施	○ 課題検討・調査 関係団体との連携
【Step 2】 委員会設置 名簿管理	○ 研修会企画・開催	○ 研修会開催 情報提供	未実施	未実施	未実施	○ 課題検討・調査 関係団体との連携 産業医名簿管理
【Step 3】 医部会設置	○ 研修会企画・開催	○ 研修会開催 情報提供	未実施	未実施	未実施	○ 部会員名簿管理 交流（親睦） 各種調査
【Step 4】 医部会設置 産業医紹介	○ 研修会企画・開催	○ 研修会開催 情報提供 機関誌発行	未実施	○ 産業医紹介	未実施	○ 部会員名簿管理 交流（親睦） 各種調査
【最終目標】 産業医支援 事業展開 日医がサポート	○ 研修会企画・開催 テーマ別実践研修 個別指導（OJT） 産業医体験 ICT活用	○ メルマガ配信 全国研修会情報定期 配信 産業保健21の定期 配信	○ 産業医からの相談対 応 過去のQ&AをHP等 に掲載	○ 事業場と産業医の マッチングとフォ ローアップ支援	○ ストレスチェック実 施支援 日医基準の優良事業 者の外部委託連携	○ 部会員名簿管理 交流（親睦） 各種調査 学会・関連団体との 連携

都道府県医師会が目指す組織化

# 【別添4】全国医師会産業医部会連絡協議会の事業内容（案）

テーマ	主な事業内容	協力・連携先
<b>スキルアップ</b>	1. 生涯研修会 （別掲：産業医の組織化を見据えた産業医研修会） 2. 研修会企画・立案 3. ICTを活用した研修方式の検討 4. 産業医体験（「一社目の壁」対応） 5. 個別訪問産業保健指導（OJT） 6. プレミアムセミナー 7. 医師の働き方改革ワークショップ	① 都道府県医師会・郡市区医師会・産業保健総合支援センター など ② 日本産業衛生学会・産業医科大学・産業医学振興財団・中央労働災害防止協会 など ③ 産業医科大学 ④ 産業医科大学 ⑤ 地域窓口（地域産業保健センター） ⑥ 産業医科大学 ⑦ 都道府県医師会・医療勤務環境改善支援センター
<b>情報提供</b>	1. メルマガ（隔月）「産業保健21」等季刊誌の情報提供 2. 日医認定産業医全国研修会情報の定期発信	① 労働者健康安全機構 ② 日本医師会
<b>相談対応</b>  <b>事業場 幹旋</b>	1. 産業医からの相談対応 2. 過去のQ&Aを参考事例としてホームページ等に掲載 1. 事業場と産業医のマッチング	① 産業保健総合支援センター ② 労働者健康安全機構・産業医科大 ① 都道府県医師会・郡市区医師会 など
<b>活動支援</b>	1. 日医基準の紹介事業者等の外部委託連携 （産業医紹介事業者等の健全育成・連携など） 2. 嘱託産業医ストレスチェック実施に対する支援事業	① 日医基準に適合した紹介事業者 など ② 日本精神科産業医協会

事業内容詳細については、引き続き産業保健委員会にて検討

## 【別添5】産業医の組織化を見据えた産業医研修会（案）

### ①産業医実務研修会

#### ■産業医の10の心得

- 一 頼れる産業医を目指して一
- 一 産業医の中立性、独立性など
- 産業医活動の優先順位とその解説
- 一 効率的な産業医業務を目指して一
- 事例から学ぶ産業医の実務

- 一 高ストレス者に対する面接指導と報告書の書き方、集団分析を中心に一

#### ■はじめの産業医契約

- 一 モデル契約書の逐条解説と一社目の壁一

一 社目の壁をクリアするための方策は地域産業保健センター事業に参加（OJT）  
または、産業医科大学の協力を得て、卒業生の企業でOJT

#### ■産業医に求められる事業場とのコミュニケーション能力

- 一 臨床とは異なる業務内容を円滑に進めるために一

#### 【主な主催者】

日医ならびに都道府県医師会にて開催を検討

#### 【主な対象者】

産業医経験のない認定産業医を対象とした  
産業医学生涯研修会の実施

### ②ストレスチェック研修会

### ③治療と仕事の両立支援研修会

### ④医療機関の勤務環境改善研修会

など、実践的な研修企画を検討！

（なお、研修修了者には別途「修了証」の発行を検討）

## 産業医契約書（参考例）

【法人名】（以下「甲」という。）と【産業医名】（以下「乙」という。）は、労働安全衛生法第 13 条に基づく産業医の委託に関して次のとおり契約を締結する。

## （産業医選任）

第 1 条 甲は、労働安全衛生法第 13 条の規定に基づき、本契約書別表に定めた事業場（以下、「本事業場」という。）における産業医として乙を選任し、乙はこれを承諾する。

## （職務内容）

第 2 条 乙は、本事業場において労働安全衛生規則第 14 条第 1 項及び第 15 条第 1 項が規定する職務並びにこれに付随する職務のうち以下のものを行う。

- ① 職場巡視を行うこと
  - ② 衛生委員会又は安全衛生委員会の委員として意見を述べること
  - ③ 健康診断及び面接指導の結果に基づき就業上の措置に関する意見を述べること
  - ④ 健康診断及びストレスチェックに関する労働基準監督署への報告書を確認し、署名・捺印をすること
  - ⑤ 健康診断、長時間労働の面接指導、ストレスチェックその他の健康管理に関する企画に関与し、助言や指導を行うこと
  - ⑥ 診断書その他に記された労働者の心身の状態の情報を解釈し、加工し、就業上の措置に関する意見を述べること
  - ⑦ 職業性疾病を疑う事例の原因調査と再発防止に関与し、助言や指導を行うこと
- 2 甲は、乙に対し労働安全衛生規則第 14 条第 1 項が規定する以下の面接指導等を行うことを依頼することができる。
- ① 長時間労働に従事する労働者の面接指導
  - ② ストレスチェックの結果に基づく労働者の面接指導
  - ③ 職場復帰の支援等をはじめとする治療と仕事の両立支援
  - ④ 労働者からの健康相談
- 3 甲は、乙に対し第 1 項及び第 2 項の各号に定めるもの以外の職務を行う場合は、甲乙協議の上、別に定める。

## （甲の責務）

- 第 3 条 甲は、乙に対し労働安全衛生規則第 14 条の 4 第 1 項に基づき前条の職務を行う権限を与え、その職務遂行につき協力する。
- 2 甲は、乙を本事業場における衛生委員会又は安全衛生委員会の委員として指名する。
  - 3 甲は、乙に対し本事業場の職務や作業について説明し、乙がその実態を把握し職務を遂行する上で必要な本事業場についての情報を提供する。
  - 4 甲は、乙に対し労働安全衛生法第 13 条第 4 項及び労働安全衛生規則第 14

条の2に基づき、乙が健康診断及び面接指導の結果に基づき就業上の措置に関する意見を述べる上で必要な労働者についての情報を提供する。

- 5 甲は、乙が労働安全衛生法第13条第5項及び労働安全衛生規則第14条第3項に基づいて行う勧告、指導及び助言を尊重し、衛生委員会又は安全衛生委員会に報告する等の必要な措置を行う。
- 6 甲は、乙の業務に関する事項を作業場の見やすい場所に掲示する等して労働者に周知する。

#### (情報の取扱い)

- 第4条 乙は、前条第3項及び第4項に基づき提供された情報及び本事業場の労働者から得た個人情報(以下、「個人情報等」という。)を産業保健の目的以外に使用しない。ただし、個人情報保護法第16条第3項が定める場合を除く。
- 2 乙は、第1項の情報を甲の同意を得ずに第三者へ提供してはならない。
- 3 乙は、個人情報を本人の同意を得ずに第三者へ提供してはならない。ただし、個人情報保護法第23条第1項及び同条第5項が定める場合を除く。

#### (報酬)

- 第5条 甲は、乙の第2条第1項に定める職務に対して報酬として月額〇〇〇〇円を毎月〇〇日までに支払う。交通費・通信費等は別に算出した額を定額支給とする。
- 2 甲は、乙の第2条第2項に定める職務に対して報酬として1時間当たり〇〇〇〇円を毎月〇〇日までに支払う。
- 3 甲は、乙の第2条第3項に定める職務を委託する場合の報酬は、甲乙協議の上、別に定める。
- 4 甲は、本事業場以外の事業場(支社、支店等)について、乙に職務を依頼する場合には、甲乙協議の上、別に乙の報酬を定める。

#### (補償)

- 第6条 甲は、乙が本契約に定める職務遂行中又は本事業場への移動中に、乙に生じた損害について損害賠償責任を負う。また、乙が本契約に定める職務遂行中又は本事業場への移動中に、第三者に対して損害賠償責任を負った場合は、甲がこれを代償する。ただし、乙の故意又は重大な過失により生じた損害賠償責任についてはこの限りではない。

#### (契約の有効期間)

- 第7条 本契約の有効期間は〇〇年〇〇月〇〇日から1年間とする。また期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも申し出がなければ、契約を更新するものとし、以後も同様とする。
- 2 甲又は乙が、本契約を解約する場合には、期間満了の1か月前までに、他方当事者に通知する。
- 3 甲又は乙が、本契約に違反した場合には、他方当事者は契約期間内であっても本契約を解除できる。

(反社会的勢力)

第8条 甲、乙ともに暴力団、暴力団員、その他反社会的勢力に関与しない。

(協議)

第9条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上、取り決めるものとする。

2 甲と乙の間で訴訟の必要が生じた場合は、〇〇地方裁判所を甲と乙の第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約を証するため、甲乙が署名・捺印の上、本書を各自1通ずつ保有する。〇〇医師会(立会人)は、本契約に立ち会うよう努める。なお、立ち会う際は、甲乙および立会人が署名・捺印の上、甲乙および立会人が各1通ずつ保有する。

別表

### 産業医担当事業場

法人名  
本社・本店所在地  
法人代表者名

事業場名  
事業場所在地  
事業場代表者名  
衛生管理者名  
衛生管理者連絡先

主な事業内容  
主な有害業務  
従業員数  
健康管理対象者数  
有害業務別従事者数

年 月 日

甲 所在地  
事業所名  
代表者 印

乙 所在地  
医療機関名  
医師氏名 印

立会人 所在地  
医師会名  
代表者 印

(立会人が契約に立ち会う際に、署名・捺印を行う)

## 産業医契約書の解説

### 第1条（産業医委託）について

「本事業場」とは、乙が本契約に基づく産業医として職場巡視その他の職務を行うすべての事業場を指します。労働安全衛生法は、事業場ごとに産業医を選任するよう義務づけています。支社等の異なる事業場が同一の場所に立地していることもありますので、どの範囲の事業場で産業医として選任されるのかを明確にすべきです。また、隣接地の子会社等における産業医の職務を依頼される場合は法人が異なりますので、別途、契約が必要です。そして、企業として一つの事業場と位置づけられていても、地理的条件や業種によっては不適切な場合もありますので、疑義があれば所轄労働基準監督署に確認すべきです。

### 第2条（職務内容）について

第1項の①から⑦に記した職務は、労働安全衛生規則第14条第1項及び第15条第1項が定める産業医（医師等含む）の職務のうち、通常、産業医が行うべきものです。また、これらは産業医が行うことに意義があるものばかりなので、法人が自らの判断で勝手に処理してはならず、産業医にきちんと行わせるべきものです。

第2項の①から④に記した職務も産業医が行うことが最も望ましいものですが、個別に相応の時間を要するものであることから、時間や件数等に応じた対価が支払われるべきものです。

第3項の職務には労働安全衛生規則第14条第1項の規定から派生するもののほか、法人から協力を依頼されるものまでさまざまです。想定される具体的な職務は、日本医師会産業保健委員会答申（平成30年3月）の「産業医の職務の優先順位」（参考資料1）に、産業医として行うべき優先順位を付けて列挙しています。訪問している時間内に実施できるものがあれば、別途、時間や件数等に応じた対価を協議して、別に定めるべきです。

### 第3条（事業者の責務）について

産業医が職場巡視等の職務を効果的かつ効率的に遂行する上で、事業者の協力は必要不可欠です。通常、事業者側の窓口は衛生管理者が担当します。衛生管理者は、産業医が訪問する日程の調整や場所の整備、職場巡視での同行と案内、衛生委員会の運営、面談する労働者の呼び出し、健康診断の内容をはじめとする労働衛生計画の策定その他について全面的に協力することが望まれます。また、働き方改革関連法改正によって新たに事業者の責務として明文規定された内容として、事業場や労働者に関する情報の産業医への提供、産業医の職務等についての労働者への周知等を事業場へ依頼するものです。

### 第4条（情報の取扱い）について

産業医は、事業者や労働者が産業医に提供した情報の取扱いについて注意しなければなりません。特に、労働者の心身の状態に関する個人情報については、個人情報保護法が規定する場合を除いて、本人の同意なしに第三者への提供は禁じられていますので十分に注意が必要です（労働者の心身の状態に関する情報

の適正な取扱い指針、平成 30 年 9 月 7 日付け厚生労働省公示第 1 号（参考資料 3・4）。

【補足】

- ・個人情報保護法第 16 条第 3 項は、目的外利用の禁止における適用除外
- ・個人情報保護法第 23 条第 1 項及び同条第 5 項は、第三者提供の禁止における適用除外

第 5 条（報酬）について

報酬は、事業場の規模、業種、対象者数、地域等によってさまざまです。また、産業医の職務内容、拘束時間、責任等によっても異なります。これらのうち、地域における報酬の特性については都道府県医師会にご相談ください。

第 6 条（補償）について

産業医が産業医の職務を遂行中又は本事業場へ移動中に被った損害に伴う治療費等の補償（死亡・後遺障害を含む）は事業者が補償すべきです。また、産業医が安心してその職務を遂行するには、産業医が損害賠償責任を負った際に事業者が産業医の代わりに補償する取り決めがあることが望まれます。なお、産業医が、万一、産業医の職務を遂行中に労働者から訴えられた場合の補償について、日本医師会では、平成 28 年 7 月より「産業医・学校医等の医師活動賠償責任保険」を新設致しました。詳細は都道府県医師会にお問い合わせください。

第 7 条（契約の有効期間）について

この契約は、一般的な原則にしたがって、1 年契約として締結し、特に申し出がなければ自動更新をすることにしています。万一、解約する場合には、双方が準備すべき事項があることに配慮して、相手に対して少なくとも 1 カ月前までに通知をすることをお互いに取り決めておきます。

第 8 条（反社会的勢力）について

事業者と産業医は、双方が反社会的勢力による関与を回避するよう十分に注意すべきです。

第 9 条（協議）について

この契約に明文規定されていない事項は、事業者と産業医の双方が、別途、協議して取り決めます。万一、訴訟となる事案が生じた場合は、事業者の本社が所在する場所ではなく産業医が所在する場所の地方裁判所において審理が行われるように規定しておくことで裁判のための旅費の負担を軽減できます。

一般に、産業医の活動を規定する契約に習熟した医師は少なく、また、産業医の報酬は診療報酬上の規定がないことからその責任の大きさに比して不相応に安く設定されていることが通例です。事業者との不当な契約によって産業医に不利益が生じないように、都道府県医師会又は郡市区医師会が可能な限り契約に立ち会うように努めます。産業医契約において疑問・不安がある場合には、都道府県医師会へご相談ください。なお、産業医契約は 3 者契約でなければならな

いものではありません。あくまで参考として、都道府県医師会の実態に応じて適宜ご活用いただければ幸いです。

## (参考) 契約書における関連法規抜粋

### ■労働安全衛生法第十三条（産業医等）

事業者は、政令で定める規模の事業場ごとに、厚生労働省令で定めるところにより、医師のうちから産業医を選任し、その者に労働者の健康管理その他の厚生労働省令で定める事項（以下「労働者の健康管理等」という。）を行わせなければならない。

- 2 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識について厚生労働省令で定める要件を備えた者でなければならない。
- 3 産業医は、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識に基づいて、誠実にその職務を行わなければならない。
- 4 産業医を選任した事業者は、産業医に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働者の労働時間に関する情報その他の産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを提供しなければならない。
- 5 産業医は、労働者の健康を確保するため必要があると認めるときは、事業者に対し、労働者の健康管理等について必要な勧告をすることができる。この場合において、事業者は、当該勧告を尊重しなければならない。
- 6 事業者は、前項の勧告を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該勧告の内容その他の厚生労働省令で定める事項を衛生委員会又は安全衛生委員会に報告しなければならない。

### 第十三条の二

事業者は、前条第一項の事業場以外の事業場については、労働者の健康管理等を行うのに必要な医学に関する知識を有する医師その他厚生労働省令で定める者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるように努めなければならない。

2 前条第四項の規定は、前項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせる事業者について準用する。この場合において、同条第四項中「提供しなければ」とあるのは、「提供するように努めなければ」と読み替えるものとする。

### 第十三条の三

事業者は、産業医又は前条第一項に規定する者による労働者の健康管理等の適切な実施を図るため、産業医又は同項に規定する者が労働者からの健康相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

■労働安全衛生規則第十四条（産業医及び産業歯科医の職務等）

法第十三条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項で医学に関する専門的知識を必要とするものとする。

- 一 健康診断の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
  - 二 法第六十六条の八第一項及び第六十六条の八の二第一項に規定する面接指導並びに法第六十六条の九に規定する必要な措置の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
  - 三 法第六十六条の十第一項に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査の実施並びに同条第三項に規定する面接指導の実施及びその結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
  - 四 作業環境の維持管理に関すること。
  - 五 作業の管理に関すること。
  - 六 前各号に掲げるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
  - 七 健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
  - 八 衛生教育に関すること。
  - 九 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関すること。
- 2 法第十三条第二項の厚生労働省令で定める要件を備えた者は、次のとおりとする。
- 一 法第十三条第一項に規定する労働者の健康管理等（以下「労働者の健康管理等」という。）を行うのに必要な医学に関する知識についての研修であって厚生労働大臣の指定する者（法人に限る。）が行うものを修了した者
  - 二 産業医の養成等を行うことを目的とする医学の正規の課程を設置している産業医科大学その他の大学であって厚生労働大臣が指定するものにおいて当該課程を修めて卒業した者であって、その大学が行う実習を履修したもの
  - 三 労働衛生コンサルタント試験に合格した者で、その試験の区分が保健衛生であるもの
  - 四 学校教育法による大学において労働衛生に関する科目を担当する教授、准教授又は講師（常時勤務する者に限る。）の職にあり、又はあつた者
  - 五 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣が定める者
- 3 産業医は、第一項各号に掲げる事項について、総括安全衛生管理者に対して勧告し、又は衛生管理者に対して指導し、若しくは助言することができる。
  - 4 事業者は、産業医が法第十三条第三項の規定による勧告をしたこと又は前項の規定による勧告、指導若しくは助言をしたことを理由として、産業医に対し、解任その他不利益な取扱いをしないようにしなければならない。
  - 5 事業者は、令第二十二條第三項の業務に常時五十人以上の労働者を従事させる事業場については、第一項各号に掲げる事項のうち当該労働者の歯又はその支持組織に関する事項について、適時、歯科医師の意見を聴くようにしなければならない。
  - 6 前項の事業場の労働者に対して法第六十六条第三項の健康診断を行なつた歯科医師は、当該事業場の事業者又は総括安全衛生管理者に対し、当該労働

者の健康障害（歯又はその支持組織に関するものに限る。）を防止するため必要な事項を勧告することができる。

- 7 産業医は、労働者の健康管理等を行うために必要な医学に関する知識及び能力の維持向上に努めなければならない。

#### 第十四条の二（産業医に対する情報の提供）

法第十三条第四項の厚生労働省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

- 一 法第六十六条の五第一項、第六十六条の八第五項（法第六十六条の八の二第二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第六十六条の十第六項の規定により既に講じた措置又は講じようとする措置の内容に関する情報（これらの措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由）
  - 二 第五十二条の二第一項又は第五十二条の七の二第一項の超えた時間が一月当たり八十時間を超えた労働者の氏名及び当該労働者に係る当該超えた時間に関する情報
  - 三 前二号に掲げるもののほか、労働者の業務に関する情報であって産業医が労働者の健康管理等を適切に行うために必要と認めるもの
- 2 法第十三条第四項の規定による情報の提供は、次の各号に掲げる情報の区分に応じ、当該各号に定めるところにより行うものとする。
    - 一 前項第一号に掲げる情報 法第六十六条の四、第六十六条の八第四項（法第六十六条の八の二第二項において準用する場合を含む。）又は第六十六条の十第五項の規定による医師又は歯科医師からの意見聴取を行った後、遅滞なく提供すること。
    - 二 前項第二号に掲げる情報 第五十二条の二第二項（第五十二条の七の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により同号の超えた時間の算定を行った後、速やかに提供すること。
    - 三 前項第三号に掲げる情報 産業医から当該情報の提供を求められた後、速やかに提供すること。

#### 第十四条の三（産業医による勧告等）

産業医は、法第十三条第五項の勧告をしようとするときは、あらかじめ、当該勧告の内容について、事業者の意見を求めるものとする。

- 2 事業者は、法第十三条第五項の勧告を受けたときは、次に掲げる事項を記録し、これを三年間保存しなければならない。
  - 一 当該勧告の内容
  - 二 当該勧告を踏まえて講じた措置の内容（措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由）
- 3 法第十三条第六項の規定による報告は、同条第五項の勧告を受けた後遅滞なく行うものとする。
- 4 法第十三条第六項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。
  - 一 当該勧告の内容
  - 二 当該勧告を踏まえて講じた措置又は講じようとする措置の内容（措置を講じない場合にあっては、その旨及びその理由）

#### 第十四条の四（産業医に対する権限の付与等）

事業者は、産業医に対し、第十四条第一項各号に掲げる事項をなし得る権限を与えなければならない。

- 2 前項の権限には、第十四条第一項各号に掲げる事項に係る次に掲げる事項に関する権限が含まれるものとする。
  - 一 事業者又は総括安全衛生管理者に対して意見を述べること。
  - 二 第十四条第一項各号に掲げる事項を実施するために必要な情報を労働者から収集すること。
  - 三 労働者の健康を確保するため緊急の必要がある場合において、労働者に対して必要な措置をとるべきことを指示すること。

#### 第十五条（産業医の定期巡視）

産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であって、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 第十一条第一項の規定により衛生管理者が行う巡視の結果
  - 二 前号に掲げるもののほか、労働者の健康障害を防止し、又は労働者の健康を保持するために必要な情報であって、衛生委員会又は安全衛生委員会における調査審議を経て事業者が産業医に提供することとしたもの
- 2 事業者は、産業医に対し、前条第一項に規定する事項をなし得る権限を与えなければならない。

第十五条の二（産業医を選任すべき事業場以外の事業場の労働者の健康管理等）  
法第十三条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、労働者の健康管理等を行うのに必要な知識を有する保健師とする。

- 2 事業者は、法第十三条第一項の事業場以外の事業場について、法第十三条の二第一項に規定する者に労働者の健康管理等の全部又は一部を行わせるに当たっては、労働者の健康管理等を行う同項に規定する医師の選任、国が法第十九条の三に規定する援助として行う労働者の健康管理等に係る業務についての相談その他の必要な援助の事業の利用等に努めるものとする。
- 3 第十四条の二第一項の規定は法第十三条の二第二項において準用する法第十三条第四項の厚生労働省令で定める情報について、第十四条の二第二項の規定は法第十三条の二第二項において準用する法第十三条第四項の規定による情報の提供について、それぞれ準用する。

#### ■個人情報保護法第十六条（利用目的による制限）

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

- 2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ

本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

- 3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
  - 一 法令に基づく場合
  - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

#### ■個人情報保護法第二十三条（第三者提供の制限）

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
  - 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
  - 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 2 個人情報取扱事業者は、第三者に提供される個人データ（要配慮個人情報を除く。以下この項において同じ。）について、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出たときは、前項の規定にかかわらず、当該個人データを第三者に提供することができる。
    - 一 第三者への提供を利用目的とすること。
    - 二 第三者に提供される個人データの項目
    - 三 第三者への提供の方法
    - 四 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。
    - 五 本人の求めを受け付ける方法
  - 3 個人情報取扱事業者は、前項第二号、第三号又は第五号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くとともに、個人情報保護委員会に届け出なければならない。
  - 4 個人情報保護委員会は、第二項の規定による届出があったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該届出に係る事項を公表しなければならない。前項の規定による届出があったときも、同様とする。

- 5 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- 一 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
  - 二 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
  - 三 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
- 6 個人情報取扱事業者は、前項第三号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名若しくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

